

丹波市立鴨庄小学校

いじめ防止等のための基本方針

令和4年4月 改定

丹波市立鴨庄小学校 いじめ防止等のための基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめの態様）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

（2）学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。特に早期発見については、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないよう努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

（1）基本方針

- ①全ての教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない学校づくり」を推進するとともに、児童・教職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ②学級・学年等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の育成に努めるものとする。
- ③児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- ④常日頃、お互いに何でも言い合える教師集団として、お互いを尊重し合う人間関係づくりに努め、常に情報を伝え合い共通理解を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

- ①この基本方針の遂行に関して中心的役割を担う「いじめ対応チーム」を設置し、メンバーを校長、教頭、生活指導委員会委員とする。また、その設置について地域・保護者に広く周知する。
必要な場合は、上記に加えて学級担任、養護教諭、地区担当、情報担当、スクールカウンセラー、市教育委員会いじめ対応プロジェクトチーム等を交えた拡大の委員会を設置する。
- ②「いじめ対応チーム会議」は「生活指導委員会」を兼ねて行い、月1回の定期開催を通して、学校全体の情報交換と対応協議等を行う。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ③「いじめ対応チーム」の主な活動は以下のとおりである。
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
 - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の点検と見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止の取組について

- ①児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。
- ②学級・学年等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳科や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ③児童たちの変化を適切にとらえるために、定期的に「生活アンケート」や「いじめ実態調査アンケート」を実施するとともに、毎日の連絡ノート等の有効活用を図る。
- ④教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、日頃から児童との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに「生活指導委員会」を開催し、その情報を管理職及び全教職員で共有するよう努める。
- ⑤児童相互及び教職員とのコミュニケーションの確立を図る。
- ⑥保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑦教育相談活動の充実を図る。

- ⑧全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(あ) 学校で実施する対策

- ・情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ・児童においては、携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

(い) 家庭に対して行われる対策

- ・児童の携帯電話、スマートフォン等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ・掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を行う。

(う) 発生時の対応について

- ・市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ・被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

4 いじめの早期発見のための取組について

- ①いじめの早期発見のために、日頃からあたたかくて規律ある学級・学年経営に努め、教職員と児童たちとの信頼関係を深めるように努める。また、日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。
- ②いじめは大人が気づきにくいところで行われることや、被害児童からの直接の訴えがない場合が多いこと、また、いじめられている児童は周りに相談できない状況にあること等について、常に教職員が意識を高めるよう研修を行い、児童やグループ内の小さな変化にも気づく能力を養うよう意識してOJT等を進める。また、いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- ③児童たちに関わる全ての教職員が情報を共有し、家庭や地域、関係機関とも連携して情報収集に努める。
- ④児童・保護者・教職員に対し、困ったことがあればすぐに相談できる関係づくり・体制づくりを進める。また、いじめに関する相談窓口の周知を図り、教職員間でも相談しやすい職場環境づくりに努める。
- ⑤常に教職員は、児童たちの活動や生活の様子に目を配るとともにグループ内の人間関係等の小さな変化にも気付くよう心がける。
- ⑥定期的に生活アンケートやいじめに関係するアンケート・個人面談等を実施し、考察や検証を行いながら児童の実態把握と児童に寄り添った親身な教育相談に努める。

5 いじめに対する措置について

いじめを認知した場合は、次のことに留意しながら、迅速に組織的に対応していく。

- ・教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する義務がある。
- ・いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先しながら、そ

の保護者も含め継続的な心身の支援を行う。

- ・いじめた児童生徒には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。
- ・インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ・いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3カ月程度)なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめに対する措置を行うに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。このように、いじめへの対応は、迅速であること、組織的であること、さらにいじめが解消したことで終わりではなく、再発防止・未然防止の活動までを含め次のことに取り組む。
 - ①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
 - ②校長は、速やかにいじめ対応チーム会議を招集し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
 - ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ対応チームが中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
被害児童を徹底して守ることを基本に、対応の方針を決定し、早期解決を図るよう全教職員で共通理解をしたうえで支援・指導を行う。
 - ④常に被害者の立場に立った対応を心がける。いじめの事実確認については、被害児童⇒周囲の児童⇒加害児童の順で可能な限り複数の教職員で聞き取りを行い、記録を取る。その後事実が確認できた時点で被害児童の保護者等への適切な情報提供を行う。
 - ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
 - ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めらる。
 - ⑦対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段 階	留 意 点
第1段階：情報収集・事実確認	○正確で偏りのない事実確認 ○事実確認は、被害児童⇒周囲の児童⇒加害児童の順で行い、被害児童を徹底して守る。 ○事案の全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
第2段階：方針決定	○指導・支援のねらいの明確化 ○教職員の役割分担 ○全教職員の共通理解
第3段階：指導・支援	○被害者の心情理解

	<ul style="list-style-type: none"> ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の共通理解
第4段階：継続支援・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援 ○当該児童の保護者への適切な情報提供

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

I いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関へ通報し支援を要請する。
- ② 市教育委員会が重大事態であり、調査の主体が学校にあると判断した場合は、学校が調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切な情報を提供する。
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ※市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ⑤ 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について市教育委員会と協議する。
- ⑥ 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について市教育委員会等と協議する。
- ⑦ いじめの行為が刑法等に抵触する場合（暴行・傷害等）は、速やかに警察に通報し、厳正に対処する。
- ⑧ 児童が自殺した場合は、当該児童の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分な配慮をしながら、原因の究明、再発防止の観点からの事実確認、マスコミ対応などを行うが、市教育委員会等との緊密な連携のもとに対応する。
 - ※「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」を参照する。
- ⑨ いじめにより欠席を余儀なくされている場合、「相当の期間」として年間30日以上等の目安が例示されているが、状況によってはその目安に関わらずすぐに対応する。

7 家庭・地域・関係機関との連携について

- ① PTA活動、オープンスクール及び学級懇談会などあらゆる機会を利用して、保護者へのい

じめに関する現状や本校の対応方針等を伝えるよう努める。

- ②学校ホームページ等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- ③普段から警察等への連絡・相談等を実施することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

8 資料の保管について

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

[別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ](#)

[別添2 いじめ重大事態発生時の対応の流れ](#)

[別添3 いじめ防止年間計画](#)